

第3部 土砂等の埋立て等に対する規制の概要

I. 一般規制について

1 土壌及び水質の基準（条例第15条、第16条）

- 土壌基準（条例施行規則別表第1、P38）
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準。26項目
- 水質基準（条例施行規則別表第2、P39）
土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の汚濁状態の基準。26項目

2 「土砂等の埋立て等」とは

土砂等（土砂及びこれに混入したものをいう。）による埋立て、盛土その他土地へのたい積行為

3 規制の対象となる者

条例では、土砂等の埋立て等をする者又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者（以下「土地の提供者」という。）が規制の対象となります。

土砂等の埋立て等をする者とは、土地の造成等を自ら計画して土砂等の埋立て等を行う者だけでなく、土砂等の埋立て等の施工や管理を他人に任せていても、土砂等の埋立て等を主体的に推進する場合には、その者が土砂等の埋立て等をする者となります。

また、所有する土地や管理する土地を土砂等の埋立て等をする者に対して、利用できる状態にした場合には、その者が土地の提供者となります。

4 規制の内容

許可の必要な特定事業を含め、埋立て等の規模にかかわらず、全ての土砂等の埋立て等について、以下の規制がかかります。

- 土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止（条例第17条第1項）
何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又はそういった土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはなりません。
- 土砂等の埋立て等による崩落等の防止（条例第18条第1項、第2項）
土砂等の埋立て等をする者は、当該埋立て等に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように必要な措置を講ずるとともに、土地所有者等は、その措置を講じないおそれのある者に対して所有地等を使用させてはなりません。

5 不適正処理等に対する措置命令

区分	命令等が行われる場合	命令等の内容	対象者
①土壌基準不適合に対する措置命令 (条例第17条第2項)	土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがある場合において、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき	当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置	土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供する

②水質基準不適合に対する措置命令 (条例第17条第3項)	土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないおそれがあり、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき	当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査並びに土壌の汚染及び生活環境保全上必要な措置	ために土地を提供した者
③崩落等災害の防止に対する措置命令 (条例第18条第3項)	土砂等の崩落等又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき	崩落等災害を防止するために必要な措置	

6 報告の徴収・立入検査

産業廃棄物の保管をする者又は土砂等の埋立て等（特定事業に限らない。）を行う者に対し、この条例の施行に必要な限度で報告を求めることがあります。

同様に条例の施行に必要な限度で、県職員が事務所や事業場等に直接立ち入り、帳簿等の検査や関係者への質問等を行うことがあります。ただし、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません。

7 罰則

- (1) 第17条第2項若しくは第3項、第18条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 第38条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、第39条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。

8 条例の適用区域

この条例による規定は、和歌山県内の全区域に適用されます。

「産業廃棄物の保管地」または「土砂等の埋立て等の事業区域」が和歌山市である場合は、その関係事務は和歌山市で行います。

9 市町村との関係

この条例における『土砂等の不適正な処理の防止』に関する規定は、市町村が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、土砂等の適正な処理を推進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではありません。

Ⅱ. 特定事業の許可について

1 定義

(1) 特定事業（条例第2条第3項）

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該事業が行われる一団の土地の区域以外の場所）から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 m²以上であるものをいいます。

(2) 一時たい積事業（条例第20条第2項）

他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等のたい積を行う特定事業（仮置き場等）をいいます。

2 特定事業の許可（条例第19条）

特定事業（一時たい積事業を含む。）を行う者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、特定事業について知事の許可を受けなければなりません。

なお、特定事業の許可の対象外となる行為もあります。

＜許可の対象外＞

- ・公共団体等がその管理する土地において行う特定事業
- ・採石法、砂利採取法等に基づき許認可を受けて採取し、その土砂等を販売するために、一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- ・災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業
- ・その他規則で定めるもの

3 許可申請の手続（条例第20条）

特定事業（一時たい積事業を含む。）の許可を受けようとする者は、特定事業（一時たい積事業）の許可申請書に必要な書類を添付して申請を行ってください。

第3編「土砂等の埋立て等関係版」の第2部「特定事業の許可申請について」（P12～22）参照

4 市町村長の意見の聴取（条例第21条）

知事は、特定事業（一時たい積事業を含む。）の許可の申請があった場合には、当該市町村の長に対し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くことになっています。

5 審査

和歌山県行政手続条例（平成7年条例第52号）第5条の規定に基づき、申請により求められた特定事業の許可をすることがあるかどうかを判断するための審査基準（第3編の第1部のV（P8～11））を定めています。

◆特定事業許可の基準

特定事業の許可に関する許可基準は以下のとおりです。

【一時たい積事業以外】

- ア 特定事業場又は特定事業場の近隣敷地内に当該特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること
- イ 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること

- ウ 事業完了時のたい積構造が構造上の基準（以下「構造基準」という。）に適合した計画となっていること
- エ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置が図られていること
- オ 土砂等の崩落、飛散、流出による災害発生の防止措置が図られていること
- カ 経理的基礎を有していること
- キ 申請者の欠格要件（許可の取消しを受けたり不正や不誠実な行為をするおそれがあること等）に該当しないこと

【一時たい積事業】

- ア 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること（表土と使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造が土壌の汚染を防止する構造であること）
- イ 特定事業場の構造が構造基準に適合するものであること
- ウ 使用される土砂等について、採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること
- エ 上記【一時たい積事業以外】ア、エ、カ及びキに適合すること

【構造基準の適用除外】

特定事業が、下記の他法令に基づく許認可等を要する行為（※）に係るものであって、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合は、構造基準の規定（上記【一時たい積事業以外】ウ、オ及び【一時たい積事業】イ）は適用しません。

（※）構造基準の適用除外に関する法令

砂防法、土地改良法、漁港漁場整備法、港湾法、森林法、道路法、土地区画整理法、都市公園法、海岸法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、河川法、都市計画法、都市再開発法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、都市緑地法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

6 許可の条件（条例第 23 条）

知事は、生活環境を保全し、又は住民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、許可に条件を付することができます。

7 特定事業の変更の許可（条例第 24 条）

特定事業の許可を受けた者は、申請した事業の内容を変更する場合、あらかじめ、変更の許可を受けなければなりません。（規則で定める軽微な変更をしようとする場合は届出）

8 特定事業の許可を受けた者の義務

- (1) 特定事業区域内に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければなりません。（条例第 30 条第 4 項）
- (2) 廃止又は休止の届出をしようとする者は、特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。（条例第 32 条第 3 項）
- (3) 廃止、休止又は完了の届出をした者で、知事の確認を受け、知事から土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。（条例第 32 条第 7 項）
- (4) 特定事業の許可の取消しを受けた者（当該取り消された許可に係る特定事業について第 35 条第 1 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、特定事業に使用された土砂等の崩落等に

よる災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。(条例第 34 条第 2 項)

- (5) 特定事業の許可を受けた者は、軽微な変更の届出(条例第 25 条)、土砂等の搬入の届出(条例第 26 条)、土砂等管理簿の作成及び保存(条例第 27 条)、着手報告(条例第 28 条)、特定事業に使用された土砂等の量の報告(条例第 29 条)、水質検査又は土壌検査の結果報告(条例第 30 条第 3 項)、標識の掲示等(条例第 31 条)、完了、廃止又は休止の届出(条例第 32 条)、地位の承継の届出(条例第 33 条)、関係書類の閲覧等(条例第 36 条)を行わなければなりません。

第 3 編「土砂等の埋立て等関係版」の第 3 部「特定事業の許可を受けた方へ」の II 「特定事業の施工管理について」(P 23～27) 参照

9 不適正処理等に対する措置命令等

区分	命令等が行われる場合	命令等の内容	対象者
① 特定事業の許可取消し及び停止命令 (条例第 34 条第 1 項)	事業者が措置命令に違反したとき又は不正の手段で許可を受けたとき等、許可の取消要件に該当する場合	当該許可の取消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止	当該許可を受けた特定事業者
② 無許可等営業による崩落等災害の防止に対する措置命令 (条例第 35 条第 1 項)	無許可で特定事業を行った場合又は無許可で特定事業の変更を行った場合	土砂等の撤去やその他土砂等の崩落等災害を防止するために必要な措置	無許可又は無許可変更で特定事業を行った特定事業者
③ 特定事業の完了や廃止時等の義務違反者による崩落等災害の防止に対する措置命令 (条例第 35 条第 2 項)	特定事業が廃止、休止、完了又は許可の取消しが行われたときに、当該事業者が使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止策をとらなかった場合	崩落等災害を防止するために必要な措置	完了、廃止時等に防止策をとらなかった特定事業者

10 罰則

- (1) 第 19 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 第 29 条又は第 30 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を行わなかった者は、50 万円以下の罰金に処せられます。
- (3) 第 25 条、第 32 条第 1 項又は第 33 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、第 27 条の規定に違反して管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者、第 26 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等の搬入を行った者、第 32 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業を休止した者、第 32 条第 8 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業を再開した者、第 36 条第 2 項の規定に違反して書類の写しを保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられます。

11 許可取得の注意事項

林地開発など他法令による開発許可(陸上の開発に限る。)を受けている場合でも、特定事業に該当する事業を行う場合は本条例に基づく知事の許可が必要となります。